

報道発表資料の配付日時 4月11日(木) 11時00分

発表項目 (行事名)	北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針の決定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により被災した森林の早期復旧を図るため、必要な対策の方向性を示した対応方針を4月10日に決定しました。</p> <p>1 検討経緯</p> <p>○森林被害を早期に復旧し、地域林業の復興を図るため、平成30年10月に「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」を設置。</p> <p>【連絡会議構成機関】 安平町、厚真町、むかわ町、苫小牧広域森林組合、東胆振森づくり協同組合、北海道森林管理局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道</p> <p>○これまで4回会議を開催し、議題や対応方向などについて取りまとめ、構成員の意見を踏まえながら対応方針として決定。</p> <p>2 今後の対応</p> <p>○本方針に基づき、地域の関係者と連携し、森林被害の早期復旧と地域林業の復興に取り組んでいきます。</p> <p>○本方針の実効性を確保するため、連絡会議を定期的に開催し、各対策の進捗状況を確認するとともに、森林の再生や林業・木材産業の復興状況等についてホームページなどにより情報発信します。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	特にありません		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	林政記者クラブ
	同時レク		

担当 (連絡先)	水産林務部林務局森林整備課 (担当者: 主幹 喜多 紀章) TEL ダイヤルイン 011-204-5506 内線 28-603		
-------------	--	--	--

北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針 【概要版】

I 方針の位置付け

- 被災森林の早期復旧や地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域の関係者が取り組む各般の対策の方向性を示す。
- 道策定の「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」と調和し、復旧に向けた事業計画等の指針となる。

II 林業被害の状況

- 国内の地震による被害としては、明治以降最大規模となる林地崩壊が約4千3百ha発生。
- 安平町や厚真町、わかわ町に被害が集中。
- 治山施設及び林道等の損壊や木材加工施設の一部破損など被害額は511億円。

III 現状と課題

安全・安心の確保

二次的な土砂流出が懸念されるため、治山施設の設置や緑化等を行い、地域住民が安心して暮らせる居住環境を確保する必要。

森林の造成

道内では大規模な林地崩壊への植林等の事例がないため、実証試験を行い、その成果を踏まえながら、森林の造成を進める必要。

林業・木材産業の復興

森林や林道等の被害により、森林整備や原木の安定供給等が困難なため、地域の林業生産活動や木材産業が継続できるよう取り組む必要。

IV 対応方針

基本的な考え方

- 森林所有者の意向を踏まえ、人家等に被害を与える恐れがある崩壊箇所は治山施設の設置等により復旧を進めるとともに、その他の箇所は林道等の復旧を速やかに進めながら、計画的に森林を造成。
- 復旧工事等に従事する作業員を地域で雇用・確保するほか、倒木の有効利用等を図るなど、地域の振興や経済の活性化につなげる。

森林の復旧

治山施設の設置等

- 治山事業の実施
 - 道路や人家等に近い箇所は、倒木や土砂等を撤去。
 - 山腹基礎工や緑化工、溪間工等を総合的に実施。
- 保安林の指定
 - 治山事業の実施に合わせて、森林所有者の同意を得ながら指定。

森林の造成

- 森林所有者への支援
 - 被災森林所有者への個別訪問等により、被害状況の説明や経営相談、整備の意向を把握。
- 被害木の整理
 - 森林整備事業等を活用して林内の被害木を整理・搬出。
- 植林・緑化等
 - 道有林をフィールドとして植林や緑化、自然回復等に係る実証試験を実施。
 - 植林等が可能な箇所は、森林所有者の意向を踏まえて、順次森林を整備。

林道等の復旧

林道施設等の復旧

- 植林等の森林整備を早急に行う箇所から優先して林道施設等を復旧。

森林作業道等の整備

- 基幹路網の復旧に合わせて、森林作業道等を開設・改良。

木材の安定供給・確保

倒木等の活用

- 関係者間の協定締結等により、道路等に流出した倒木等を効率的に撤去し有効利用を促進。

原木の供給・確保

- 道有林や国有林による原木供給や、道森連や栄林会等との連携により地域の木材加工工場等が原木を確保できるよう配慮。

V 推進体制

- 関係機関の役割
 - 関係機関の役割を明確化し連携体制を構築。
 - 道や森林管理局が連携し、人的支援や技術的助言等を実施。
 - 道は、森林造成に係る実証試験や道有林の復旧を通じて、その成果を一般民有林に普及。
- 進捗管理
 - 方針の実効性を確保するため、連絡会議を定期的に開催。
 - 各種対策の進捗状況をホームページ等で情報発信。

VI 取組工程表

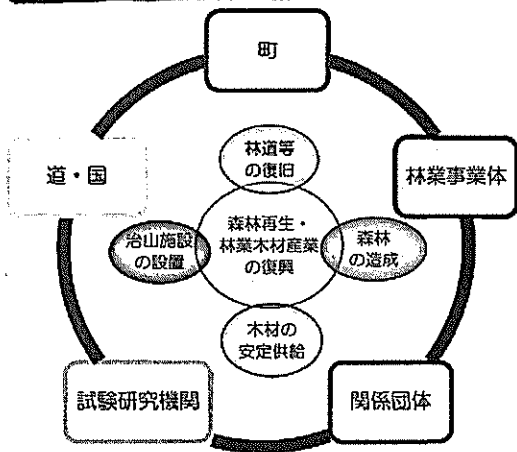
○主な対策の完了年度

治山施設の設置等		森林の造成			林道等の復旧		倒木等の活用
災害復旧事業	治山事業	所有者への支援	被害木の整理	実証試験	植栽・緑化等	林道施設等復旧	
2019 2020	2023		2022		順次実施	2021	2021

注) 「治山施設の設置等」の「災害復旧事業」の完了は、事業の種類毎に異なる。

推進体制

関係機関の役割を明確化し、連携体制を構築して取り組みます。

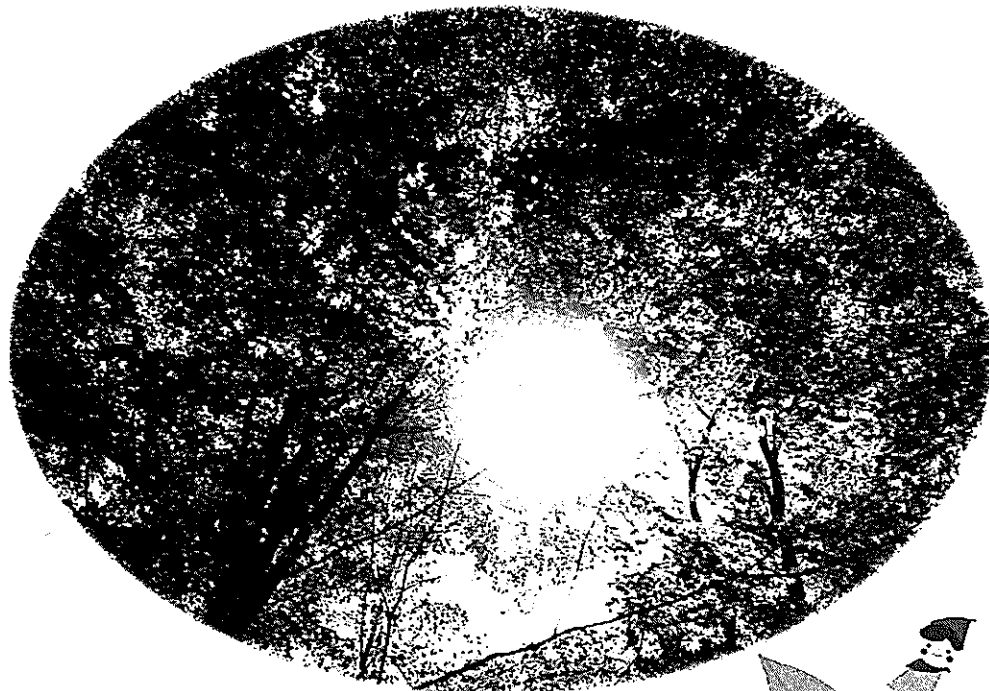


区分 ◎実施機関 ○連携機関	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)
		被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)	被災の箇所(市町村)
治山施設の設置等	治山事業の実施	○	—	◎	○	—	—	—	—
	保安林の指定	○	—	◎	○	—	—	—	—
森林造成	所有者への支援	◎	◎	—	○	—	—	—	—
	被害木の整理 植林・緑化等	◎	◎	—	◎	—	—	—	○
林道等の復旧	林道施設等の復旧	◎	○	—	◎	—	—	—	—
	作業道等の整備	◎	◎	—	◎	—	—	—	—
木材の安定供給・確保	倒木等の活用	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
	原木の供給	◎	◎	○	◎	◎	◎	—	—
	原木の確保	○	○	◎	○	○	○	—	—

被災した森林を元の姿に戻し、森林の有する多面的機能を回復させるためには、相当の期間と息の長い取組が必要です。このため、地域の関係者は、知識と経験を活かし、課題を一つひとつ解決しながら、森林の再生と林業・木材産業の復興に一体となって取り組みます。

安心な暮らしと豊かな森の再生

北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針



取組工程

工程表に基づき、計画的に各対策に取り組みます。

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	
森林の復旧	治山施設の設置等	災害関連緊急治山事業	→					
		林地崩落防止施設災害復旧事業	→					
		治山激甚災害対策特別緊急事業	→					
	被災森林所有者への支援(巡回訪問)	経常事業(新旧治山等) (集中復旧期間2019-2023)					→	
		保安林の指定						→
		被災森林所有者への支援(巡回訪問)						→
	被害木の整理	現地調査	→					
		実証試験						→
		森林整備事業等						→
	林道等の復旧	林道災害復旧事業						→
町・道単独事業							→	
森林作業道等の整備							→	
倒木等の活用						→		

※平成31年度の関連予算（H30年度繰越含む）
○治山事業費等167億円 ○林道災害復旧事業費等28億円 ○森林整備事業費等126億円 の各内数

事務局：北海道水産林務部 林務局森林整備課・林業木材課・森林計画課・治山課
森林環境局森林活用課・道有林課
総務総合振興局 産業振興部林務課・森林室
問合せ先：森林整備推進連絡グループ ☎ 011-204-5506 (直通)

道有林整備課のホームページで情報を発信中。
胆振東部森林再生 協議会
その先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.
平成31年4月発行/間伐材用紙使用

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議

森林再生の基本的な考え方

【全体スキーム】

森林所有者の意向を踏まえ、人家等に被害を与える恐れがある崩壊箇所は治山施設の設置等により復旧を進めるとともに、その他の箇所は林道等の復旧を速やかに進め、計画的に森林を造成します。

【地域の振興】

復旧工事等に従事する作業員を地域で雇用・確保するほか、倒木の有効利用を図るなど、地域の振興や経済の活性化につなげます。

2018年9月6日胆振東部
最大震度7の地震発生

明治以降最大の林地崩壊
約4千3百ha
林業被害額511億円

森林の復旧

二次的な土砂流出が懸念されるため、治山施設の設置や緑化等を行い、地域住民が安心して暮らせる居住環境を確保する必要があります。

- 治山事業の実施
 - ・道路や人家等に近い箇所は、倒木や土砂等を撤去します。
 - ・山腹基礎工や緑化工、溪間工等を総合的に実施します。
- 保安林の指定
 - ・治山事業の実施に合わせて、森林所有者の同意を得ながら指定します。

道内には、大規模な林地崩壊に植林等を行った事例がないことから、実証試験を行い、その成果を踏まえながら、森林の造成を進める必要があります。

- 森林所有者への支援
 - ・被災森林所有者への個別訪問等により、被害状況の説明や経営相談、整備の意向を把握します。
- 被害木の整理
 - ・森林整備事業等を活用して林内の被害木を整理・搬出します。
- 植林・緑化等
 - ・道有林をフィールドに植林や緑化、自然回復に係る実証試験を実施します。
 - ・植林等が可能な箇所は、森林所有者の意向を踏まえて、順次森林を整備します。
 - ・モニタリングを行いながら順応的管理に努めるほか、生物多様性に配慮します。

林道等の復旧

- 林道施設等の復旧
 - ・植林等の森林整備を早急に行う箇所から優先して林道施設等を復旧します。
- 森林作業道等の整備
 - ・基幹路網の復旧に合わせて、森林作業道等を開設・改良します。

木材の安定供給・確保

森林や林道等の被害により、森林整備や原木の安定供給等が困難なため、地域の林業生産活動や木材産業が継続できるよう取り組む必要があります。

- 倒木等の活用
 - ・関係者間の協定締結等により、道路等に流出した倒木等を効率的に撤去し有効利用を促進します。
- 原木の供給・確保
 - ・道有林・国有林による原木供給や、道森連・栄林会等との連携により地域の木材加工工場等が原木を確保できるよう配慮します。

被害状況

市町村	被害面積 (ha)	被害額 (億円)
厚真町	3,236	365
安平町	528	57
むかわ町	529	64
全道計	4,302	511

